

ペットの飼育マナーについて

犬や猫といったペットを飼うことは、動物の命を預かることであり、非常に大きな責任を伴うことです。飼い主としての責任を十分に自覚して、正しい飼い方をしましょう。

| | |
|--|--|
| 犬を放さないで！ <ul style="list-style-type: none">・放し飼いは法律で禁止されています。・散歩は必ず引き綱などでつなぎましょう。 | 登録と狂犬病予防注射を！ <ul style="list-style-type: none">・犬は町への登録(生涯に1回)と、狂犬病予防注射(年1回)が義務となります。 |
| フンは飼い主の責任で！ <ul style="list-style-type: none">・排便(尿)のしつけをしましょう。・屋外の排便(尿)の処理は飼い主のマナーです。 | 猫は室内飼育を！ <ul style="list-style-type: none">・猫の放し飼いはご近所トラブルの原因です。・野良猫の餌付けをしないでください。 |
| ペットに愛情を持って！絶対に捨てないで！ <ul style="list-style-type: none">・ペットを捨てることは法律でも禁止されています。終生飼育続ける義務があります。・万が一、途中で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を責任持って探しましょう。 | |



【お問い合わせ】

日高町役場 住民課 環境生活・アイヌ政策グループ 電話01456-2-6182
日高総合支所 地域経済課 農林・水・環境グループ 電話01457-6-2024



年末調整について

■ 勤務先に諸控除の申請を

給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、通常、事業所が行う年末調整で精算されます。
本年中に扶養親族などに異動があった方や、保険料(生命、地震など)を支払った方は、諸控除の申告書を勤務先に提出してください。

■ 年末調整事務担当者説明会

平成27年分の年末調整の仕方や各種書類の記入方法の説明

【とき】 11月17日(火) 10時30分～ 【ところ】 門別総合町民センター

〈お問い合わせ〉 苫小牧税務署 電話 0144-32-3165
日高町役場税務課 電話 01456-2-6184

消費生活相談窓口から「注意喚起」

先頃、日高町内で「老人ホームの入居権を優先的に購入しませんか…」などと、電話勧誘する悪質業者があるようです。

町内で建設中の老人ホームや養護施設等で「優先的に入居できる利用権の販売はありません。」あやしい電話勧誘や訪問販売にお気を付けてください。

【お問い合わせ】

日高町役場 産業経済課 消費生活相談窓口 電話 01456-2-6185
消費者ホットライン 電話 0570-064-370

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 **時間額 764円**
効力発生年月日 **平成27年10月8日**

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

平成28年日高町成人式のお知らせ

町では、社会人の仲間入りをするみなさんの前途を祝し、下記のとおり成人式を実施いたします。新成人の方々には直接案内状を差し上げますが、就職・進学のため転出された方でも、帰省し日高町の成人式に出席できますので、希望される方は、ご両親またはご本人が11月27日(金)までに下記の申込み先にご連絡ください。

日 時：平成28年1月10日（日） 13：00～
会 場：門別総合町民センター 大集会室
該当者：平成7年4月2日から平成8年4月1日までの出生者
申込み・お問い合わせ先
門別地区：教育委員会社会教育課
 T E L：01456-2-2451
日高地区：教育委員会生涯学習課
 T E L：01457-6-3858

※案内状について

案内状は平成27年10月1日現在、日高町に住民登録のある方々を対象として送付いたします。（11月中旬頃発送予定。）

